

平成 24 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成24年 6 月12日 開会

平成24年 6 月18日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第37号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宝達志水町住民投票条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 宝達志水町担い手センター条例を廃止する条例について
- 議案第44号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成23年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第7号 平成23年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 平成23年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第9号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第10号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について

報告第12号 第2次宝達志水町障害者計画の策定について

請願第1号 TPPに関する請願書

請願第2号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書

平成24年6月12日（火曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
次 長 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
財 政 課 長 松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長 高 下 良 博
住 民 課 長 村 井 一 隆
税 務 課 長 溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長 栗 原 政 典

健康福祉課長	松 栄 忍
保健予防課長	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	村 井 伸 行
会計課長	林 谷 茂 和
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第37号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第38号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第39号 宝達志水町住民投票条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第40号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第41号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第42号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 宝達志水町担い手センター条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第44号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第14 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成23年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 報告第7号 平成23年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第18 報告第8号 平成23年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第19 報告第9号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 報告第10号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第22 報告第12号 第2次宝達志水町障害者計画の策定について
- 日程第23 請願第1号 T P Pに関する請願書
- 日程第24 請願第2号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書
- 日程第25 議案に対する質疑
- 日程第26 町政一般についての質問
- 日程第27 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（北本俊一君） ただいまから平成24年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、4番 柴田 捷君、3番 土上 猛君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北本俊一君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの7日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北本俊一君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書採択を求める陳情及び国の教育予算を拡充することについての陳情書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、教育委員会から平成23年点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から平成24年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） これより、本日提出のありました議案第37号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第12号 第2次宝達志水町障害者計画の策定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日、ここに平成24年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

さて、石川県には49カ所の活断層があると言われており、能登半島には、羽咋、七尾、かほく、中能登、そして本町にまたがる長さ約44キロメートルの邑知潟断層帯が知られているほか、長さ数キロメートル程度の活断層が数多く分布していることから、いつ能登半島地震、これは平成19年3月25日に発生しております。クラスの大地震が発生しても不思議ではないと言われております。また、梅雨時にはたびたび起こる大雨や集中豪雨が、各地で河川のはんらん、家屋浸水、土砂崩れなどの災害をもたらしております。

本町では、石川県地域防災計画の見直しとの整合性をとりながら、町地域防災計画の見直しを進めているところであり、あわせて職員の初動体制マニュアルのほか、津波や土砂災害、ため池災害を含めた包括的なハザードマップの作成に鋭意取り組んでいるところであります。

こうした中、去る6月9日に、石川県及び本町を含めた関係13市町並びに関係機関による大規模な石川県原子力防災訓練が実施されました。志賀原子力発電所の事故を想定し、初動避難対応に重点を置いて実施されたものであり、本町においても、災害対策本部設置訓練や通信訓練、放射線モニタリング訓練、広報訓練などのほか、住民の皆さんの御協力

をいただき、バス2台で金沢市の避難所へ向かうという避難誘導訓練を実施したところ
あります。

志賀原子力発電所から半径30キロ圏内に入る本町では、実際に避難指示の伝達方法や伝
達内容をはじめ、他地域への避難手段、高齢者など弱者への対応等、多くの懸案事項が想
定されるところでありますが、今回の訓練の反省点を踏まえて、まずは初動体制をしっか
りとしたものにし、不測の事態に備えてまいりたいと考えております。また、今後も防災
訓練を通じて、防災関係機関、町民及び行政がそれぞれの役割を確認するとともに、町民
の防災意識の高揚と災害に強いまちづくりを進めてまいる所存であります。

次に、高騰する医療費の抑制対策について申し上げます。

平成24年度から、保健部門を充実させるため、保健予防課を新たに設けたところであり
ます。保健予防課の最大のテーマは、一人でも多くの町民の方々が健康診断を受けて、一
日でも長く健康な生活が送れるよう、疾病予防と病気の重症化予防を支援することにあり
ます。

その支援策の一つに特定健康診査・特定保健指導事業があり、受診率の目標値を65%以
上に定め、その実現に向けて、延べ16日で17会場の集団健診を実施するほか、未受診者
には、はがきや電話、訪問による受診勧奨を実施してまいります。

この特定健康審査を受けることにより、血液検査等から生活習慣病の兆候を見つけ、早
期に改善することができ、また血管の動脈硬化等の状況を把握し、自分に合った具体的な
改善方法について実践指導を受けることができます。これらを実施することにより、脳卒
中や心筋梗塞など、大病になる前に予防することができ、ひいては医療費や介護保険料の
増加を抑制することにつながり、医療保険の掛け金等を増額させずに済みますので、皆様
方の積極的な受診をお願いするものであります。

次に、統合中学校建設事業の進捗状況について申し上げます。

平成24年度は、昨年度に実施した基本設計業務の成果を具現化するための実施設計、地
質調査に取りかかっております。大規模な地震災害に耐え、かつ津波等に耐え得る安全で
安心な建物となるよう、取り組んでまいるところであります。

次に、学校名の募集につきましては、4月16日から5月15日まで行ったところでありま
す。小中学校の児童・生徒をはじめ、町民の皆様方から数多くの校名候補の応募があり、
現在、中学校統合準備委員会で整理を行っているところであります。今後は、懇話会を立
ち上げて協議を行い、議員の皆様にも御相談を申し上げて候補を決定し、9月の定例会に

学校設置条例の一部改正案を提出させていただきたいと考えております。

また、統合に伴う諸問題の取り扱いについては、引き続き中学校統合準備委員会で協議、検討を行うことといたしております。本年度中には、制服、校章、通学かばん等を決める予定であります。

通学路選定に関しましては、去る4月に発生した京都府亀岡市の事故は記憶に新しいことであり、亡くなられた方々の御冥福を願わずにはられません。また、けがをされた方々の一日も早い回復を願っているところであります。

本町におきましても、通学路の状況について、いま一度点検を行うように指示したところではありますが、今回の事故は運転手の責任によるところも多大であるところから、運転される方々には、常に安全運転を徹底されるようお願い申し上げる次第であります。

なお、統合中学校の開校までには、スクールバスの運行計画、教育課程の調整、PTA活動等、様々な調整項目があり、中学校統合準備委員会を中心に、より具体化した協議を行い、統合中学校の開校がスムーズに行えるよう万全の体制で準備を進めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案いたします平成24年度の補正予算案1件、条例案6件、その他1件、また平成23年度補正予算に係る専決処分の報告についてなど報告11件について、順次御説明申し上げます。

議案第37号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,887万9,000円を追加し、74億2,687万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出の主なものといたしまして、総務費では、町有施設においてAEDが未設置である施設への配備に要する経費のほか、集落から要望申請のあった集会施設の改築・改修補助等に要する経費を追加するものであります。

また、敷浪駅西口整備事業につきましては、国費である社会資本整備総合交付金を充当する財源の組みかえを講ずるものであります。

民生費では、福祉ホーム入所者の1名増に伴う負担金のほか、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の本年10月からの円滑な施行に向けての啓発に要する経費、所得制限が設けられる児童手当制度の変更に伴うシステム改修に要する経費を追加するものであります。

農林水産業費では、JAはくい押水花木部会が実施する花き産地育成事業に対する補助

金のほか、かんがい施設の機能診断に係る県営事業負担金、子浦川にかかる水門の改修工事に係る補助金、コミュニティ助成事業助成金の採択を受け、オムライスの郷実行委員会に対する補助金を追加するものであります。

商工費では、石川県鉄鋼機電協会の機械設備貸与事業資金貸付制度を活用する町内事業者の設備投資に係る貸付金のほか、4月初旬の強風によって被害を受けた山の龍宮城の屋根改修に要する経費を追加するものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金の追加内示を受け、町道改修などに要する経費を追加するものであります。

消防費では、コミュニティ助成を活用し、子浦女性防火クラブへ配備する軽可搬消防ポンプ購入に要する経費を追加するものであります。

教育費では、県指定を受け、相見小学校ではいしかわ学びの指針12か条推進校指定事業、志雄小学校、押水中学校ではいしかわ道徳教育推進事業、志雄中学校では読書活動推進モデル校指定事業を実施する経費のほか、コミュニティ助成を活用し、杉野屋区のすぎの子太鼓クラブの太鼓演奏道具整備に係る補助金を追加するものであります。

災害復旧費では、所司原地内の林道大葉谷支線において発生した路肩決壊に対し、復旧工事に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

議案第38号から議案第40号までは、住民基本台帳法の一部を改正する法律、及び、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、廃止となる外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語において、所要の整備を行うものであります。

次に、議案第41号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、及び、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、町たばこ税の税率の引き上げを行うほか、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、個人

町民税の均等割の税率の引き上げを行うものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、宝達志水町課制条例の一部改正及び事務の所管替えに伴い、町民センターの管理等を行う所管課を保健予防課に改めるものであります。

次に、議案第43号 宝達志水町担い手センター条例を廃止する条例についてであります。

本案は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金の決定を受け、吉野屋区が事業主体となって集会施設の改築整備を行うに当たり、行政財産から普通財産として吉野屋区へ譲与し、取り壊し等改築整備に向けた手続を進めるため、町による設置条例を廃止するものであります。

次に、議案第44号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

本案については、現行の外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人登録原票の用語を整理する規約の変更について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、報告第2号から報告第6号までの5件は、いずれも平成23年度における各会計の補正予算において専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第2号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,561万8,000円を追加し、77億3,312万円としたものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入にあたっては、町税の収納状況、地方譲与税等の確定による更正を行うほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあたっては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、新たに生じた留保財源を、地方債残高の縮減を図る際の繰上償還時の蓄えとして、減債基金へ新規に積み立てる経費を追加するものであります。その他は、事務事業の精算を講じたものであります。

以下、これから説明いたします他の会計につきましても、事業の精算見込みに伴うものであります。

報告第3号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万4,000円を減額し、17億9,149万1,000円としたものであります。

報告第4号 平成23年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万円を減額し、1億6,400万2,000円としたものであります。

報告第5号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883万円を減額し、14億8,023万3,000円としたものであります。

報告第6号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ678万円を減額し、6,153万円としたものであります。

次に、報告第7号 平成23年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。

繰り越す事業につきましては、民生費の介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業補助金をはじめ6事業であり、総額は1億7,630万6,000円であり、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰り越ししたものであります。

次に、報告第8号 平成23年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。

繰り越す事業につきましては、農林水産業費のふるさと農道整備事業において、年度内に完了できなかった事務について、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰り越ししたものであります。

次に、報告第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の施行に伴い、年金所得者の寡婦（夫）控除に係る申告手続の簡素化を図るほか、固定資産税関係において、土地に係る負担調整措置を継続することなどの改正を行ったものであります。

次に、報告第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を現行3年から7年に延長する特例を適用するものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてであります。

昨年度は、新たな土地取得などの投資的事業は行っておりません。保有土地の処分では、宝達駅東部用地で1区画を売却いたしましたところであります。

次に、報告第12号 第2次宝達志水町障害者計画の策定についてであります。

本計画は、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画の期間として、障害者の自立や社会参加に向けた施策を推進する第2次の計画として策定したものであり、障害者基本法第11条第3項の規定により、議会へ報告するものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（北本俊一君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） 私は、今定例会におきまして、原発に関係した質問並びに放射能調査について3点御質問したいと思います。

昨年3月の福島原発の事故発生から1年2カ月余り経ちますが、全国的にその当時の恐怖を忘れられるわけではございません。まして、放射能は風向きなどによりどこまで飛散するかわからない状況の中、昨年6月か7月頃、石川県が各市町村を対象に放射能調査を実施されたと思いますが、当町におかれては、その調査の時期と調査地点、またその数値結果がどうであったのか、お聞きいたします。

また、福島原発の事故のように、起こらないとっていたことが現実起こってしまったと。また、起こった後の政府の対応もいまだ混迷状態であり、地区住民は怒り出すばかりの毎日であることと思います。

そこで、当町も志賀原発から30キロの範囲に位置していることから、また5月末には志賀原発から北9キロの富来川南岸断層も報告されていることから、町民の安全・安心を考えるなら、庁舎の屋上ぐらいに放射能が測定できる端末機などの設置、また持ち運びできる放射能の測定器などの購入を災害の備えとして整備すればよいと思いますが、町長はどうお考えか、お聞きいたします。

また、3点目といたしまして、先月、政府は、全国各地の原子力発電の部分停止に伴い、この夏場の電力不足を想定し、各電力会社に電力の節約方針を示されました。この北陸電力管内では5%の節電方針が示されたわけですが、当町におかれましてもこの庁舎を含め複数の施設を有しておりますが、こうした施設の節電計画をどう考えておられるのか、町長にお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

福島第一原子力発電所の事故を受けまして、石川県では、平成23年6月30日と7月1日の両日に、県内19市町で放射線の測定を実施いたしております。本町においては、役場前で測定が行われた結果、異常な数値は出ておりません。

次に、放射能の観測または測定機器の購入計画についてのお尋ねであります。宝達志水消防署が測定機器を1台有しております。町内の小中学校には簡易な線量計が配備されておりますが、本町では緊急時資機材としての本格的な放射線測定器は所有していないことから、今後、地域防災計画の原子力防災編の策定に合わせまして、整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、測定機器の設置、いわゆるモニタリングポスト設置についてであります。石川県の本年度の予算には、10キロから30キロメートルの範囲にモニタリングポストを15基設置する予算が計上されていると聞いております。設置の位置は、まだ未定ということでございます。本町にも設置していただけるものと期待しておりますけれども、早期の設置に向けて要望活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、町有施設の節電計画についてでございますが、国内の原子力発電所がすべて停止しているということから、国内全体で電力需給が逼迫し、国民生活や経済活動への深刻な影響が懸念されているため、本町におきましても積極的な節電対策が必要と考えております。

そこで、町の節電計画といたしまして、町有施設の空調、照明、機器、設備の4項目に区別し、職員一人一人が節電意識を持って積極的に取り組んでいるところであります。また、本年度改修予定の役場庁舎の空調設備についても、環境や節電に配慮しながら、省エネ率の高い機器の導入を進めてまいります。

なお、細部につきましては所管の課長から御説明させますので、御了承のほどお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 総務課長 太田永作君。

〔総務課長 太田永作君 登壇〕

○総務課長（太田永作君） 3番 土上議員の節電計画に関する御質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎関係の省エネ対策といたしまして、一昨年には、国の地域クリーンニューディール事業を活用して、太陽光パネルを設置しております。これにより、平成23年度において1万125キロワット発電をしており、電気料金に換算すると10万5,793円の省エネ効果が得られております。また、照明の一部をLED蛍光灯やLED電球に交換し、節電対策に努めているほか、本年度予定をしている役場庁舎改修事業においても、空調設備の冷温水機の交換により、大幅な節電効果が見込まれると考えております。

また、町有施設の節電計画につきましては、町有施設のすべての施設を対象といたしまして、町長の答弁とちょっと重複しますが、次の4項目について節電の取り組みを実施しております。

第1に、空調の節電といたしましては、6月1日よりクールビズを実施しているほか、日よけのブラインドを有効活用し、冷房の設定温度をおおむね28度に徹底することにより、節電を図っております。

第2に、照明の節電といたしましては、昼休みは来客窓口以外を消灯すること、勤務時間内の照明の一部消灯、会議室などのこまめな消灯を実施しております。

第3に、機器の節電といたしましては、コピー機における節電モードの活用のほか、新たに導入するパソコンにおいて、一定時間後にディスプレイの電源やディスクの電源をオフにしたり、システムをスタンバイや休止状態にしたりするなどの省エネ機能をまとめて設定できるエコモードを積極的に活用してまいります。

第4に、設備の節電といたしましては、さくらドームにエレベーターが1基ございますが、職員利用を原則禁止しております。

これら計画の実施により、目標の5%以上の節電を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 土上議員の御質問にお答えします。

石川県危機対策課原子力安全対策室が平成23年6月30日と7月1日に行った放射線の測定結果は、0.056から0.087マイクロシーベルト毎時であり、本町では6月30日に役場前駐車場で測定が行われ、0.085マイクロシーベルト毎時でありました。この値は、石川県保健環境センターでの過去3年間の測定値、0.028から0.128マイクロシーベルト毎時でございますが、その範囲内であり、異常と思われる値ではありませんでした。

次に、測定機器についてのお尋ねですが、サーベイメーターは用途によって機種が異なり、表面汚染測定に用いるβ線用サーベイメーターと空間放射線量率測定に用いるγ線用サーベイメーターがあります。宝達志水消防署では、β線用サーベイメーター1台と消防隊員の被曝量の確認に使用するポケット線量計、これが2台配備されております。

○議長（北本俊一君） 3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） きめ細かな回答をありがとうございます。

1点だけ、調査のほうで、庁舎前ということでお話しされましたけれども、農業関係で何か調査があれば、もしわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 土上議員の再質問でございますが、石川県農林水産部生産流通課では、昨年8月から9月にかけて、県内19市町、全市町で、早稲品種と中手品種について、玄米に含まれる放射性セシウム濃度の測定が行われております。本町では、8月19日に早稲品種のゆめみずほ、それから8月30日にはコシヒカリが検査されております。うちの町だけではなくて、県内いずれも、セシウム134、セシウム137、いずれも検出はされておられません。

以上です。

○議長（北本俊一君） 次に、4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 私は、保育所の指定管理者制度導入と統合中学校の建設についてお尋ねをいたします。

まず、保育所の指定管理者制度の導入についてでございます。

初めに、保育所を取り巻く動向につきましては、政府は、幼稚園と保育所の一本化を柱とした子ども・子育て新システム関連3法案を今国会に提出し、衆議院社会保障と税の一体改革特別委員会で議論が行われているところでございます。

一方、本町におきましては、この新システムの施行を見据えた町保育所の統廃合の促進と指定管理者制度の導入が予定されております。

私は、昨年9月に開催されました第3回町議会定例会において、南部保育所の指定管理者制度の導入についてただしておりましたところ、現行の保育システムが平成25年度から子ども・子育て新システムに大きく変わることが予定されており、平成24年度からの実施は見送り、新しい保育システムの実施を踏まえながら、南部保育所を手始めに、他の整備事業が終わった保育所についても、順次、宝達志水町社会福祉協議会に移管し、民営化を図りたいとの趣旨の答弁がございました。

ところが、3カ月後の昨年12月、町議会全員協議会において、従来の方針を大幅に変更

し、町内の全保育所を同時に指定管理者制度を導入したいとの説明がございました。

そこで、このたび示されました保育所の指定管理者制度導入について、進め方と方向性について、以下6点について津田町長にお聞きいたします。

第1に、この制度の目的は、公の施設などに民間事業者等を指定して、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、町民サービスの水準の向上や行政サービスの改善につなげることが狙いですが、このたびの保育所での導入目的と導入後の運営方針、あわせて本町の他施設における指定管理者制度との違いについてお聞きをいたします。

第2は、近隣自治体の導入プロセスは、先行実施した後、状況を見ながら順次移行しているのがほとんどであります。あわせて、昨年議会におきましても、順次移行したいとの答弁がされている中で、町内の5保育所すべてを一括して指定管理者に移行することにした理由と、これがもたらす効果及び弊害をお聞きいたします。

第3に、指定管理者制度導入については、受け皿となります宝達志水町社会福祉協議会にとっては未知の分野であり、また移行される保育士など関係職員にとっては、一抹の不安を抱えての移行と考えますが、町社会福祉協議会を指定管理者とする目的、理由及びその根拠をお聞きいたします。

第4に、指定管理者制度導入による保育内容への影響、保育料の見直しと委託財源の関係についてどのように考えているのか、お聞きをいたします。

第5に、制度導入に当たって、保育士や保護者など関係する方々に事前説明を実施されたと聞いておりますが、実施状況、そこで出た主な意見や要望、それらに対する対処策をお聞きいたします。特に当事者である保育士の意見、要望については、十分耳を傾けていただきたいと考えております。

あわせて、関係する保育所職員の処遇については問題が生じることがないのか、方向性をお聞きいたします。

最後に、子ども・子育て新システムについて新たな情報がありましたら、教えていただきたいと思っております。

次に、統合中学校の建設についてであります。

統合中学校の建設については、中学校統合準備委員会や専門部会では前向きな意見、提案がなされ、開校に向けた準備が着実に進んでいると感じております。また、統合中学校の実施設計についても、5月1日に契約が行われ、来春にはまとまると聞いております。

統合中学校の建設は、今さら言うまでもなく、教育環境と子どもたちの安全・安心な学

校施設が最優先と考えております。そこで、以下3点について、津田町長及び山下教育長にお尋ねいたします。

第1に、子どもたちの災害時の安全確保の観点から、実施設計において、地震、津波、水害など災害に耐え得る建物としてどのような点にポイントを置いているのか、お聞きをいたします。

第2に、災害時の子どもたちの避難場所をどこに想定しているのか。北陸独特の冬の期間や天候の荒れる時期など、長時間の避難も想定しなければなりません。子どもたちの安全を守る対策をお聞きいたします。

第3に、統合中学校建設に当たって、町民に対する広報については利用媒体の工夫があってもよいのではないかとと思いますが、考え方をお聞きいたします。

以上2項目について、私の一般質問といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、保育所の指定管理者制度導入についてであります。私からは概要について申し上げ、詳細については所管の課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

その概要でございますが、現在、町では、財政状況が厳しい中、効率的で効果的な保育所運営を行うために、保育所の統廃合を進めるとともに、将来的には保育所の運営を民設民営化に移行するという計画で進めております。

そのためには、まず、平成25年度から3年間の予定で、町のすべての保育所について、町社会福祉協議会を指定管理者として指定管理者制度の導入、いわゆる公設民営化に取り組み、保護者や地域の皆さんの民営化に対する機運の醸成と、それから環境整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

詳細については、ただいま社会福祉協議会と協議しているところでありまして、具体的なことがまだ決まっておられませんので、改めてまた決まり次第、議会にお示ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、指定管理の後には、民設民営化のために社会福祉協議会に保育所を譲与することを考えておりますが、その際には改めて議会とまた相談させていただきますので、その点もまた御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、統合中学校建設についての御質問でございますが、まず災害時における安全確保の観点から実施設計のポイントについての御質問であります。子どもたちが一日の大半を過ごす学校は、安全が第一でなければなりません。建物については、先の東日本大震災の震度7クラスの地震にも耐え得ることができ、かつ地震による津波にも耐え得る学校施設の建設を計画いたしておるところでございます。また、河川のはんらん等においても、その水害にも耐え得る計画をいたしております。

細部については教育長から答弁をさせますので、御了承をお願いいたします。

次に、災害時の避難場所、子どもたちの安全対策についての御質問であります。その災害の状況に応じての施設内での避難となります。地震による津波では、建設中の標高が想定される最大浸水標高を大きく上回っていることから、校舎内の避難で十分対応できるというふうに考えております。大津波を想定した避難場所は校舎屋上とする計画といたしておりますが、荒天時における避難については、状況等を判断し、まずは上の階へ避難することを考えているところであります。

次に、町民に対する広報についての利用媒体の工夫があってもよいのではないかとの御質問でございますが、統合中学校に関する情報発信としては、町の広報、ホームページ等において情報を今までも発信しておりますが、これまで以上に広報の活用、小中学校の保護者の方へのチラシ配布等を行いまして、町民の皆様へお知らせしたいと考えております。

また、広報、ホームページでは伝え切れない図面や直接の声については、ケーブルテレビの活用を図ることとし、校名が決まったときや統合中学校の実施設計の概要ができ上がった段階で、速やかにお知らせしたいというふうに考えておりますので、御了承のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 柴田議員の御質問にお答えします。

災害時の安全確保の観点から実施設計のポイントについての御質問であります。町長の答弁同様、安全の確保が第一であると考えております。

昨年度発行したゆれやすさマップは、表層地盤での揺れやすさを表したものであり、統合中学校の建設に当たっては、ボーリング調査結果に基づいた施工で建物を支持し、揺れにくいと言われる地盤に建設するものと同じ条件とし、一般の建築基準法に適合する建物よりも耐震性をより確保するため、杭の太さや長さを十分にし、鉄筋の本数を増やし、壁

を厚くすることにより、地震、津波、水害に耐え得る安全性を確保した建物を建設することといたしております。よろしくお願いたします。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 松栄 忍君。

〔健康福祉課長 松栄 忍君 登壇〕

○健康福祉課長（松栄 忍君） 柴田議員の6点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の指定管理者制度導入の目的、導入後の運営方針、そして本町の他の施設の指定管理者制度との違いについてであります。

目的についてであります。2つございます。

1つには、現在、国などから公設公営の保育所に対する運営費などの助成はなくなり、その運営が財政的に厳しくなっております。その一方で、民設民営の保育所には、運営や施設の建設、また改築などに対する助成がありますことから、運営財源の確保のための民設民営化を睨んで導入するものであります。

もう一つには、町の保育所の現状といたしまして、少子化による児童数の減少が顕著なことから、統廃合により保育所の規模縮小を余儀なくされております。このことから近年では保育所職員の正規採用が難しく、現在、保育所職員の半分以上が臨時職員であることを考えると、早急にその対応を施す必要があります。そこで、指定管理者制度導入を機に、臨時職員を町社会福祉協議会に雇用していただき、雇用の安定や処遇の改善を図りたいと考えております。

次に、導入後の運営方針であります。指定管理になったといたしましても、保育に対する責任は町にありますことから、町は社会福祉協議会に対して、強力な指導監督と金銭面や人員面を含めて全面的な協力体制を敷き、健全な保育所運営と適切な保育サービスが提供できるよう取り組んでまいります。

次に、本町の他の施設における指定管理者制度との違いについてでございます。保育所の場合は、先ほども申し上げましたとおり、目的の一つに臨時職員の雇用の安定や処遇の改善を考えているところが、他の施設の場合とは違うと思っております。

2点目の全保育所に一括して指定管理者制度を導入する理由、効果及び弊害についてでございます。

理由といたしましては、以前は南部保育所にまずは指定管理者制度を導入する予定でありましたが、検討の結果、一部の保育所のみ指定管理者制度を導入いたしますと、臨時職員の雇用や処遇に格差が生じてしまうこと、また、いずれの保育所においても同様同等

の保育サービスを提供するには、皆同じ条件でないと保護者に不安や不公平感を与えてしまうということが危惧されるからでございます。

なお、効果といたしましては、やはり臨時職員の雇用の安定や処遇が改善されることで保育に対する意識がさらに高まり、それがよい結果につながるというふうに考えております。

また、弊害につきましては、臨時職員の雇用の安定や処遇の改善に伴う人件費のことを考えると、経費が増えるということが考えられますが、そこは適切に対処したいと考えております。

3点目の社会福祉協議会を指定管理者とする目的や理由、根拠についてであります。社会福祉協議会は、町とのつながりが密接で、互いに信頼関係があり、町行政全般の実情を理解できていることで、町といたしましても安心して保育所運営を任せられるということでございます。そして、利益優先の団体ではないということで、保護者の皆様も安心して子どもさんを預けていただけるということでございます。

4点目は、指定管理者制度導入による保育内容への影響、保育料の見直しと委託財源の関係についてであります。

指定管理者制度導入後の保育内容については、当面は保育サービスの内容を変えることなく現状のサービスを継続いたしますので、影響は出ないと考えております。そして、民設民営化の折には、保護者の意見や要望を踏まえながら、サービスの拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、保育料の見直しと委託料、すなわち指定管理料の関係についてでございますが、指定管理料は保育料を財源の一部といたしますが、指定管理になったからといって直ちに保育料を改定する予定はございません。しかし、町では近年、保育料を改定していないことから、財政状況を踏まえると、適切な時期に適切な改定をしなければならないと考えております。

5点目、指定管理者制度導入に係る説明会の実施状況、そこでの意見や要望、それに対する対処策及び保育所職員の処遇の方向性についてであります。

関係者に対する事前説明につきましては、まず今年の2月に区長会、そして保育所職員にそれぞれ説明を行っております。区長会の説明では異論も出ましたが、結果的には納得をいただいたと思っております。また、保育所職員に対する説明会では、やはり職員の身分や処遇に関する質問や要望がございました。

身分につきましては、正規の保育所職員は、町の条例に基づき社会福祉協議会へ町職員として派遣し、臨時職員については、先ほども申し上げましたが、社会福祉協議会の職員として改めて雇用していただくものであります。その際の給料などの処遇につきましては、社会福祉協議会と協議中ではありますが、一度にすべてを改善していくということは困難でありますので、段階を踏んで改善に取り組んでいきたいと考えております。

これらにつきまして具体的なことが決まり次第、議会に報告いたしますとともに、関係者に説明したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、保護者に対する説明会は、5月下旬に順次5つの保育所で開催いたしました。その中では、保育所の統廃合や、保育料の改定に関する質問はございましたが、指定管理者制度導入に対する異論はなく、保護者の皆さんにも御理解いただけたと認識しております。

6点目の子ども・子育て新システムに関する新しい情報についてであります。現在、国会におきまして与野党間で修正協議を行っている最中であることから、新システムに関する新しい情報というものは今のところ一切ないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 今回の保育所の指定管理者の導入にあわせて、懸案でございました臨時保育士の処遇改善に英断をされたことに対して、心から敬意を表したいと思っております。

そこで、答弁の中にも若干ございましたけれども、これに伴う財政面での影響についてどういうふうにお考えなのか。

それから、町社会福祉協議会は、現時点では、保育所運営についてのノウハウと申しますか、知識と申しますか、それが今のところ、どちらかといえば少ないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。そこで、町が全面的に御支援をするということでございますが、支障が出ないように十分な体制をとっていただきたい、このように思います。あわせて、同時に移行するわけでございますから、ぜひとも円滑に運営されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 松栄 忍君。

〔健康福祉課長 松栄 忍君 登壇〕

○健康福祉課長（松栄 忍君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会に臨時職員が移るということで、その人件費等の財政面につきましては、これは当然町として責任を持って指定管理料に含めていかなければならないと考えております。

そのほか、社会福祉協議会の保育所経営に関する、そういう支援につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、金銭面、それから人的面につきまして全面的にバックアップしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の懸念されておられます、一時的に経費がかかるんじゃないかという御懸念だろうと思えますけれども、確かに一時的には人件費が膨らむということは事実でございます、細かい計算はしておりませんが、現在の保育士の大半が10年後までにほとんど定年退職するということになりますので、一応10年をめどに運営がスムーズに軌道に乗るんじゃないかということで、内容的にはといたしますか、事務を進めているところでございまして、一応民設民営で軌道に乗せるのは10年後という計画で進めておるところでございます。

○議長（北本俊一君） 次に、11番 金田之治君。

〔11番 金田之治君 登壇〕

○11番（金田之治君） 質問の前に、東日本大震災、福島原子力発電所の爆発事故から1年3カ月が経過いたしました、いまだ先が見えない状態であります。特に志賀原子力発電所から30キロ圏に位置する我々の町として、他人事ではなく、被災されている方々に一日でも早く予算を伴う財政支援ができますよう、国に対応を求めるものであります。

さて、私は、能登有料道路志雄パーキングのフルインター化をお願いするものであります。

御存じのとおり、県民の長年の悲願でありました北陸新幹線金沢開業は、平成27年に決まりました。その波及効果を能登へ引き入れる施策の一環として、前倒しで、能登有料道路が数カ月後の平成25年4月1日から無料化となります。このことは、能登地区、とりわけ宝達志水町にとりましては、歴史的な転換のときと考えます。つまり、この無料化により、県都金沢市と30分圏内に入ったということでもあります。今後、宝達志水町のまちづくりの原点と考えるわけであります。

昭和30年代後半から始まりましたマイカー時代の到来により、我が宝達志水町と金沢市

が1時間圏内と、町民、県民の頭の中に確たる認識がなされておったのが今の状態です。交通の要と言われてきたことも事実であります。我々もその認識でありました。それ以来、道路整備が格段に進み、50分、45分と時間的短縮が着実になってきたことは皆様も御理解されると思います。この時間短縮がいかに大切かということであります。私が説明するまでもないかもしれませんが、その事実を証明するのが、能登地区5町4市の人口の推移にはっきりとあらわれております。いかに金沢圏が重要であるか認めざるを得ないと考えます。

幸い我が町には、米出、今浜と2つのインター及び志雄パーキングが運用されております。柳瀬地内に設置されている志雄パーキングのフルインター化をお願いするものであります。

その効果を並べれば切りがありませんが、次の3点に要約されるのではないのでしょうか。まず第1点目、宝達志水町が全国に向かって県都金沢市と30分圏内にある町であるということ。2点目は、農業、工業、商業、観光または新たな工場誘致を売り込む最大のセールスポイントであること。3点目は、若者に夢と希望を与えます。通勤、通学にも、若い世代に与える影響は非常に大きいと考えます。ひいては、定住促進はもちろん、人口増加も望めると思います。

周辺環境にいたしましても、国道249号線から千里浜なぎさドライブウェイ中央口までは、既に立派に整備されております。周辺の企業または大型誘致企業からの要望の声も聞いております。旧加能繊維跡地の大きな町有地もあります。また、住宅立地のしやすい広大で良好な土地もあります。

北陸自動車道、能登有料自動車道が通る各自治体では、特に県内では安宅パーキングエリア、徳光パーキングエリア、高松サービスエリア、西山パーキングエリアなど、自治体が先頭に立ち要望し、フルインター化が実現しているのが、何よりもわかりやすい例と見るものであります。

基幹産業である農業、工業、商業、観光、文化、すべてにおいて何か明るい材料が見当たらない昨今でございますが、将来に明るい希望を持っていただく絶好のチャンスと考えております。財政の厳しいことは十分理解していますが、知恵を絞ることにより、少ない予算で実現可能ではないかと考えるものであります。

執行部におかれましては、何といたしましても、大変難しい問題も抱えるかと思っておりますけれども、しっかりと検討をお願いし、実現していただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 金田議員の御質問にお答えいたします。

有料道路が平成25年4月1日から無料化になることに伴いまして、通勤時間の短縮など様々な効果が期待されていることは議員御指摘のとおりであります。

本町内の距離は約9キロございまして、この間にインターチェンジは今浜インター及び米出インターがございます。また、町外の北側には羽咋市の千里浜インター、南側にはかほく市の県立看護大インターが整備されております。また、かほく市の県立看護大インターの建設費は7億円かかったというふうに向っております。

新たにインターチェンジを建設した場合、議員御指摘の効果が期待できることは十分承知しておるわけでございますが、追加のインターチェンジの整備費用は地元が負担することが前提というふうに向っております。財政状況が大変厳しい本町におきましての建設は、慎重に見極めなければならないというふうを考えております。時間を要することに御理解をいただきたいというふうを考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 11番 金田之治君。

〔11番 金田之治君 登壇〕

○11番（金田之治君） 大変希望の持てるような発言もありまして、ありがとうございます。

私も地元におりまして過去の経緯を見たときに、地元自治体の熱意が非常に大きなもので左右したのではなかろうかなという思いがしております。合併前にはいろいろと論議もさせていただきましたけれども、法的に、3キロ以内はだめだという法があるというようなことで、涙をのんだわけなんですけれども、今から考えますと、全くそのような法的な根拠はなかったということに私、理解しております。

でありますから、この問題にしましても、財政は町長おっしゃるとおり大変でございます。しかし、知恵と熱意によってはまだまだ考える余地が残ると思いますので、ぜひとも将来に向かって若者に夢を与えるためにも、ひとつ鋭意努力をしていただきたいということでお願いをしておきたいと思っております。答弁は要りません。

○議長（北本俊一君） 次に、1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 寶達です。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、原発とケーブルテレビ事業に関する諸問題についてお尋ねします。

まず、原発について質問します。

福島原発事故から現在までに、マスコミから役場に対して原発に関する様々なアンケートの回答依頼があったかと存じます。そうした依頼は何件ありましたか。また、質問の内容はどのようなもので、どのような回答をしたか、主なものについて御説明ください。

ところで、原発に対する姿勢の表明がこのようなアンケート等を通じてマスコミに対しては行われている一方で、町民に対しては余り行われていないように感じますが、如何でしょうか。もしそうであれば、町民に対しても姿勢表明が必要ではないかと思いますが如何でしょうか。

また、原発問題のように町民が高い関心を持つ事柄に関して、マスコミからのアンケート回答依頼があった場合には、アンケートの設問や回答について広報しては如何でしょうか。このような情報公開に対して、町の施策に対する町民の意見が得られれば、これを今後の政策にフィードバックすることが可能であると思いますが如何でしょうか。

次に、原発の再稼働問題についてお尋ねします。

福島第一原発事故以降、原子力発電に関する議論が活発になされていますが、中でも現在注目を集めておりますのは、大飯原発稼働問題です。この問題の経緯は皆様御承知と思いますので、この場で改めて触れることはいたしません。私は、この問題に関する議論に象徴されるように、原発反対論が非常に高まっている様子を見て、多くの人々が余りにも理性を欠いた状態ではないかと危惧しております。

念のために申し上げておきますが、私は誰かに頼まれてこのようなお話をしているわけではありません。原発が危険性を伴うものであることは当然認識しておりますが、同時に、原発なしに現代日本は成立しないことも認識しております。これらの認識に基づいて、安全確保のために適切な行動と議論がなされるべきであるという信念を持って発言しております。

さて、大飯原発再稼働問題に関しては雑多な議論が錯綜しているわけですが、当初、反対と言っていた人たち、例えば、稼働は認めないが、うちの自治体は電力不足に陥らないようにと難しいことを言っていた人たちも、条件つきであったりしますが、稼働を容認

する流れができつつあります。これは、反対派が何らかの問題が解決されたことを思って容認しているのではなくて、夏場の電力不足という問題が切迫してきたために、宗旨がえしたにすぎないのです。一体何を騒いでいたのか、ワイドショーのネタのつもりでやっているのかとあきれてしまいそうになります。

国家の大問題ですから、国民的議論は必要ではありますが、雑多な意見が正当な手続のあり方を見失わせています。これを整理して考えなければなりません。志賀原発に近接している当町としては、今後の町のあり方を見据えて、幅広い視野で、不可思議な議論に惑わされることなく、理性的かつ適切な状況認識と行動が求められます。

そこで、大飯原発、そして志賀原発の再稼働について如何お考えかお尋ねします。

まず、大飯原発再稼働に関する議論につきまして、議論の争点は何であったのか。また、その議論に関して、再稼働賛成派、反対派はいかなる主張を展開しているか。そして、一連の議論に関していかにお考えか、町長の御所見をお尋ねします。

次に、志賀原発の再稼働について、再稼働にはいかなる手続が必要で、現在ほどのような状況にあるとの御認識であるか、お尋ねします。

同じく志賀原発の再稼働について、北陸電力から公式、非公式にかかわらず何らかの説明を受けられたか、お尋ねします。

また、今後、北陸電力に対して何らかの要望を行うのか、再稼働に関する姿勢を検討するために町民の意見を募るようなお考えはお持ちか、お尋ねします。

ところで、先日、県の原子力防災訓練が行われましたように、万が一の事故への備えは必要です。そこで、役場はどのような事故時対策を実施していくのか、お尋ねします。

また、先日の訓練では当町の避難先は金沢市でしたが、状況によっては、東山の山を越えてというか、山の向こうへ避難する必要があるかもしれません。原発事故に限らず様々な災害やいわゆる有事の際に、こちらから富山方面へ、反対に富山方面からこちらのほうへ双方を行き来する手段が、今でも道路はありますが、いつ何どきいかなる災害が起こるだろうかと考えていけば、避難路の多重化という手段は有効に違いありません。

そこで、当町と富山方面を結ぶ山岳トンネルがあれば、災害時はもちろん、平時にも大いに役立つものであることは明らかです。そこで、こうしたトンネルの建設を国や県に要望することを御提案しますが如何でしょうか。

次に、ケーブルテレビ事業について質問します。

まず、第2次行財政改革大綱実施計画の進行管理表にあります「ケーブルテレビを活用

した情報発信の充実」の23年度の進捗度、これが達成100%となっています。これは、23年度の目標である、計画策定時に40%弱であった加入率を40%にすることが達成されたからだと思いますが、この目標に関して、まず計画策定時から23年度末までの加入、解約はそれぞれ何件か、お尋ねします。そして、もしも加入数の純増数が少ないにもかかわらず目標が達成されたのであれば、そもそもの目標が低かったのではないかと思います。如何でしょうか。

次に、今年度以降の目標が加入率を毎年度5%ずつ上げていくことになっていますが、これは23年度の目標に対して高過ぎる気がします。如何でしょうか。目標を達成する見込みはございますか。また、目標が達成されれば進捗度は100%になるのでしょうか、達成されなければ進捗度はどのように算出するのか、お尋ねします。

また、この進捗度に関してですが、第2次行財政改革大綱実施計画の進行管理表を見ますと、すべての取り組み項目の進捗度が0%、25%、50%、75%、100%と25%刻みで表示されているのが不思議なんです。これはなぜでしょうか。また、その刻みの幅は妥当なのでしょうか。お尋ねします。

さて、皆様御承知のとおり、ケーブルテレビ事業は、町にとって大きな問題となっています。大きな金額の投資を行い、年々、一般会計から何千万円というオーダーの繰り入れが行われています。この費用の一部には合併特例債が使われていまして、これに対する手当てのために赤字国債が発行されていることを考えると、私は今の日本で赤字国債が発行されるのは何の問題もないと考えておりますので、内需の拡大に貢献している、あるいは地元の産業の振興に貢献している、こうした点ではよいことではありますが、町にとっては大変な財政負担であることには間違いのないわけです。

当町と同じように合併特例債を使ってケーブルテレビの整備をした自治体が県内に幾つもあるということは、そうした影響力のある人たちの働きかけがあったということですし、この事業はデジタルデバイドの解消をスローガンとするe-Japan戦略の一端を担ったことを考え合わせると、こうした旗を振った人たちやいろいろとよい目に遭った人たちがいる一方で、当町では、加入者や番組制作者をはじめ、多くの町民がおぞい目に遭うておるわけです。ですから、ケーブルテレビ事業をやめたほうがいいんじゃないかという意見もあります。

だからといって、ケーブルテレビに限ったことではありませんが、一旦始めた以上は、よい事業にすることを目指していくことが当然だと思うわけです。そこで、ケーブルテレ

ビ事業の改善を検討するための材料を得るために、幾つかお尋ねします。

まず、ケーブルテレビ事業を行うために保有している設備、機材について、主なものをお示してください。その中で、更新時費用が最も大きなものは何か、またその更新時期はいつ頃か、そしてその更新を終えるまでに必要となる事業全体の費用と発生する赤字の見込み額はいかほどか、お尋ねします。

次に、仮にケーブルテレビ事業を廃止した際には、いかなる不都合が生じるか、また、いかなる対策が必要で、費用はいかほど必要か、お尋ねします。

また、この事業の問題点として財政負担と加入率の低さがよく挙げられますが、開局当初の加入率目標である60%という数値は、いかにして算出されたのでしょうか。また、60%では採算がとれないと思いますが如何でしょうか。それでは、採算がとれる利用料収入とは幾らで、現在は幾ら不足しているのか、お尋ねします。

この事業を運営する以上、加入件数を増やし、採算がとれる利用料収入を得ることが一つ目標だと思いますが、多くの人がデジタル何とか等の高額なコースを選ばない限り採算がとれないならば、それは達成不可能な目標だと断ぜざるを得ません。

そこで、事業の価値を高めることを新たな目標とし、自主番組を有効に活用する手段を考えては如何でしょうか。その手段として、インターネット放送局を開局し、そこで既存の自主番組を公開していくことを御提案します。

そうすれば、加入者以外の多くの人にも自主制作番組を閲覧することが可能となり、町内の行政活動や集落、団体、各種施設、観光地、特産品、行事、企業など、幅広いことに関する情報発信が可能となります。インターネット放送局で公開を行うことにより、自主番組の視聴回数が増えれば、今以上にその制作意義が高まりますし、ケーブルテレビ事業の価値をも高める効果につながっていくと思われれます。この提案に関し、お考えをお述べください。

以上です。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、原発に関する質問のうち、マスコミからのアンケートであります。新聞、テレビ局から4件のアンケート依頼がございました。その主な内容でございますけれども、原発再稼働に対する意見を求めたものであります。回答としては、原発政策はエネルギー政

策の国策の一つでありまして、再稼働するには立地自治体の意向が重要であると。また、羽咋郡市広域圏としても考えるべきであり、何よりも地域住民の安全確保が最も重要であるという旨の回答をいたしております。

マスコミに対する回答内容が町民に対する情報よりも質、量ともに上ではないかとの御質問であります。アンケートで回答したことは、これまでの町政懇談会あるいは議会における原発に関する発言と同程度であるというふうに考えております。しかし、これまでアンケートの回答を住民に向けて発信していないことから、量的に不足しているように捉えられたかもわかりません。

アンケートの回答内容は、それぞれのマスコミ媒体で公表されておりますが、これら情報発信によりまして、原発に対する考えをはじめ、町民の関心が高い事柄について御意見を頂戴することは、正しい政策判断をするためにも大切であるというふうに考えております。

次に、原発の再稼働についての御質問であります。先ほども申し上げましたが、原子力政策は国策であり、大飯原発に対する意見を申し上げる立場にはございませんが、今、議論されている最中であり、6月8日の野田総理大臣の再稼働に向けての発言を受けて、福井県の再稼働同意決定がどう行われるかということであろうかと思っております。

次に、志賀原発の再稼働に関する質問であります。再稼働に関する手続としては、立地自治体である志賀町と石川県の同意が必要であります。現段階は1号機、2号機ともに停止中であり、2号機についてはストレステストを実施し、その結果を原子力安全・保安院に提出中と聞いております。

その北陸電力と原子力安全・保安院の間で行われている意見聴取会の中で、邑知潟断層と森本・富樫断層の連動を考慮することになり、海女岬沖断層と羽咋沖東撓曲は連動を考慮しない。また、富来川南岸断層については、地質調査を実施することとなっており、原子力安全・保安院で評価を受けている段階であるというふうに伺っております。

次に、北陸電力から再稼働に向けての説明の有無については、公式、非公式にかかわらず、受けたことはございません。

次に、北陸電力に対する要望といたしましては、これまでも事あるごとに安全確保をお願いしてきましたし、特に再稼働の前には、本町だけではなく、羽咋郡市広域圏の圏域で安全確保の徹底を申し入れたいと考えております。

次に、再稼働に関する意見を町民の皆様にご覧のかとの御質問でございますけれども、現

時点では募る考えはございません。

次に、万一の原発事故時の対策については、新たに30キロ圏内のUPZ、緊急防護措置計画範囲という考えが示され、県の地域防災計画の見直しに合わせて、本町でも原子力災害対策編を策定いたします。

次に、避難するための山岳トンネルについての御意見であります。見直し作業中の県地域防災計画では、避難先として、本町は金沢市に避難することが検討されておりますが、それはそれとして、町発展のためには、今後とも富山県に通じる道路整備が大切であるというふうに考えております。

次に、町ケーブルテレビの大幅な加入率の増加は難しいことから、新たな情報活用事業として、インターネット放送局の開局を検討してはどうかとの御質問でございますが、このインターネット放送局は、一般に動画をまとめて配信するウェブサイトのことを言い、ブロードバンド化の進展に伴いまして動画の配信や閲覧環境が整備されてきたことなどから、全国の自治体でも、通常のウェブサイトプラスして、この放送局を開設するところが増えてきているやに聞いております。

テレビ放送でいつでも見たいときに見られるオンデマンド方式であることや、従来のテレビ広報番組の非視聴者層をターゲットにできることなどから、新しい広報メディアとして活用が期待されてきております。

こうしたことから、今後、このインターネット放送局にかかわる投資額のほか、町のケーブルテレビ網や編集業務職員の配置問題などを含めた総合的な観点から、メリット、デメリット等を調査した上で、導入の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、細部につきましては、副町長、所管の課長から御説明させますので、御了承をお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 副町長 中谷浩之君。

〔副町長 中谷浩之君 登壇〕

○副町長（中谷浩之君） 實達議員の行財政改革大綱実施計画進行管理表における進捗度の表し方についての御質問にお答えをいたします。

この大綱に掲げた改革の取り組みを計画的に推進し、実効性を確保するためには、取り組み状況を定期的に確認するとともに、新たな課題などに対して迅速かつ的確に対処することが必要となります。そこで、各計画について、未達成から達成まで5段階評価で進行

状況を管理することにいたしましたものであります。

5段階の判断基準として、取り組み方針を模索中のもの、比較検討中のものは「未達成0%」とし、見直しに着手したものの、準備や作業を継続中のものは「一部達成25%」、見直しがおおむね半分程度のもの、「半分達成50%」、見直しの完了までもう少しのものは「ほぼ達成75%」とし、見直し完了したものについては「達成100%」といたしております。

以上のように進捗度を5段階で表すことにしたことから、25%刻みとなっているところでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北本俊一君） 情報推進課長 高下良博君。

〔情報推進課長 高下良博君 登壇〕

○情報推進課長（高下良博君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

まず、計画策定時から平成23年度末までの加入件数についてですが、各年3月31日現在では、平成18年は511件、19年は884件、20年は1,665件、21年は1,697件、22年は1,784件、23年は1,874件、24年度、今年度は1,940件となっております。

また、解約件数につきましては、18年度は16件、それ以降、19年度は19件、20年度は18件、21年度は12件、22年度は20件、23年度は41件というふうに、累計で126件となっております。

2点目の加入件数の純増数が少ないにもかかわらず目標が達成されたのであれば、そもそも目標が低かったのではないかということではありますが、意図的に目標を低く設定したわけではありませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目及び4点目につきましては、23年度の目標に対して本年度以降の目標は高過ぎないかということですが、23年度の加入率は41.3%と、目標の40%を1.3ポイント上回る結果となりました。本年度以降の目標は、対前年度比で5ポイント増となるよう見込んでおりますが、目標としては大変厳しい数字であると考えております。そこで、この目標を達成できるよう、加入促進キャンペーンの実施など、加入率の向上に向けた取り組みを展開していきたいというふうに考えております。

5点目の目標に到達しなかった場合、計画の達成率はどのように算出するのかということですが、具体的には、次年度の目標加入率を45%と設定した場合、その加入世帯数は2,116件となりまして、今年の3月末の加入世帯数が1,940件であるところから、その差の176件の増加が目標値ということになります。そこで、現実の年間加入世帯数を176

件で割った値を達成率として計算いたしております。

次は、6点目のケーブルテレビ事業を行うために保有している設備、機材についての主なものにつきましては、光ケーブル、これは約325キロメートルありますが、それらの伝送路設備、さくらチャンネルなどを放送するためのテレビ信号変調器などの送出設備、それから番組を編集するためのノンリニア編集機などの自主放送設備となります。

7点目の設備、機材の中で更新時の費用が最も大きいものは、伝送路設備となります。更新時期につきましては、光ケーブルの法定耐用年数は10年となっておりますけれども、実質的な経済的耐用年数を用いた場合は、20.3年というふうに推計されております。したがって、光ケーブルにつきましては、平成37年頃となることが想定されます。

なお、更新費用が多額となり、町財政に負担となることが想定されます。そうしたことから、毎年、新規加入者の加入金をケーブルテレビの施設整備基金に積み立てをしているところでありますが、今後は、そのほかにも減価償却費相当分を積み立てしていくよう検討してまいりたいというふうに考えております。

次の8点目の更新を終了するまでに必要となる事業全体の費用はということで、当初開設時と同様、総額で約10億円余りが見込まれるのではないかとというふうに想定しております。また、発生する赤字の見込み総額も、補助制度がないものと仮定いたしまして、投資費用と同額程度が見込まれるというふうに想定しております。

次の9点目と10点目、関連するわけでございますが、ケーブルテレビ事業を廃止した場合の不都合と想定される対策についてですが、ケーブルテレビ施設整備事業は、主として中山間地でのテレビ難視聴地帯、それから携帯電話の不感地帯及び町内全域でのブロードバンド空白地帯の解消、さらには地上波デジタル放送の開始を見据えて、平成17年度からの2カ年にわたり、約10億円の巨費をかけて整備をしたものでございます。

この施設整備を行ったことによりまして、町の自主放送による行政情報の伝達やコミュニティ番組の提供など、各種情報の伝達を町内一円に格差なく行うことができまして、有効な施設であるというふうに認識しているところでございます。したがって、現時点ではケーブルテレビ事業を廃止することは考えておりません。

今後は、一人でも多くの方に加入していただけますよう、放送内容の充実に努めていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただけますようお願いいたします。

なお、仮に廃止するとなった場合には、補助金の返還や起債の繰上償還等、問題が生じ

ることが想定されます。

また、ケーブルテレビ事業を廃止した場合に想定される対策ということでございますが、難視聴地域での共同受信施設の更新、そのほかには、既にケーブルテレビに加入されている世帯につきましては、地上デジタル放送の受信設備、これはアンテナ等が主なものになるわけでございますが、その設置が必要となってくるのが想定されます。

次に、11点目の開局当初の加入率目標である60%の算出根拠につきましては、区域内対象世帯数、当時は5,307世帯を想定しておりまして、そのうちの3,183世帯が加入した場合に収支均衡が図られることから、目標加入率に設定したものでございます。

最後に、60%では採算がとれないのではないかとのことでございますが、現状の加入状況では基本コースへの加入が現在65%と多いため、仮に加入率が60%に達成しても採算がとれないというふうに考えております。基本コースが40%、デジタルミニが10%、デジタルスーパーが50%の割合で加入した場合の利用料収入は約6,000万円となりますが、これで採算がとれることとなりますが、現状では約2,100万円不足するということになります。

なお、不足分については、議員御指摘のとおり、一般会計からの繰入金で賄っているというふうな状況になっております。

今後は、先にもお話しさせていただきましたが、少しでも加入率が上がるよう様々な取り組みを行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 次に、2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 久保喜六です。発言の機会をいただきましたので、今定例会において、私は環境、ごみ対策についてお聞きしたいと思います。

これから暑い季節も続くということで、ごみの量も増えてくるかなと思います。ごみ対策についてもいろいろありますが、身近なところから、ごみの減量とごみの収集について数点にわたり御質問したいと思います。

私も、子浦区の協議員をし、美化委員として、月2回の不燃物回収の際に毎回立ち会いをしております。ここで町民の方から、ごみに対していろんな声を聞かせていただきます。その中で多いのは、ごみの分別区分のことについてであります。

私が見る限り、住民の方のごみの分別に対しては、とてもよくできていると思います。

よくできているからかもしれないんですけど、時折、羽咋市はここまで細かく分別していないのではないかと、宝達志水町は分別に対して厳しいとか、処理するところは広域圏のクリンクルで同じなのにと、町内の他の区もしくは他の班で若干分別収集が違うなどの声を聞きます。当町としてもこういうことは御存じだと思いますが、このようなことに対してどのような対応をされていますか、お聞かせください。

また、今年度よりごみ袋が値上げになりました。これに関しても、ただ値上げしたのではなく理由があると、私も一議員として、町民の方に説明をしております。説明に当たって私を感じたのは、ごみに対して余り関心度が低いかなというのが率直な感想であります。

そこで、当町の一般廃棄物処理基本計画及び平成24年度一般廃棄物処理実施計画をインターネットで閲覧させていただきました。計画内容には、ごみの減量化、再生資源を推進するため、環境保全に対する住民や事業者の関心を高め、環境に優しい地域づくりと循環型社会の実現を目指すとあります。住民、行政、事業者の3者が協働して、環境への負荷が少ない町をつくるというのが目標かと思います。

そこで、循環型社会の形成を進める中で、3Rの推進、すなわちごみの発生抑制、リデュース、再利用、リユース、再生利用、リサイクルの施策についてお聞きします。わかる範囲で結構です。

また、当町の家庭生活や事業活動に伴い発生するごみの量とその処理費用についてと、そのうちの燃えるごみの量、また町民1人当たりに見るごみの排出量などを教えてください。

また、計画内にある活動の取り組みの状況、成果があれば、わかる範囲でいいので教えてください。

そして、これも計画にうたわれております生ごみの堆肥化容器、コンポストと言われるものなんですけれども、これの設置の推進についてもお聞きしたいと思います。私は、コンポストの認知度が不足なのではと感じます。

また、当町の施設でこのコンポストを使用しているところがあるか、お聞きします。

以前は、このコンポストを購入する際、補助金などがあつたと聞いておりますが、現在はどうなっているかということもお聞かせください。

以上です。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

議員からの御質問にもありましたように、当町では、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画を定め、循環型社会の実現を目指すべく、ごみの発生抑制、再利用、再生利用に努めております。

そこで、ごみの分別区分についてですが、各家庭に配布されております羽咋郡市広域圏事務組合が発行しております「家庭ごみの分け方、出し方、減らし方」に基づき、羽咋郡市内で統一されておりますので、羽咋市より厳しいということはありません。

また、町内において他の区もしくは他の班と分別収集に違いがあるとのことですが、空き缶を例示的に申し上げますれば、空き缶はスチール缶とアルミ缶を分けなくてもよいと皆さんに御案内しております。しかし、一部の集落で、スチール缶とアルミ缶に分けて出されているとお聞きしております。

空き缶は、羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンターへ搬入され、磁力選別された後に、スチール缶は、羽咋郡市内の再生資源回収業者から同じく県内の資源化センター、そして県外の製鉄所へ順に引き渡しされ、アルミ缶につきましても、同様、郡市内の再生資源回収業者から県外の資源センターへ、さらに県外の処理工場の順に引き渡しされております。

当町といたしましては、空き缶を出される際にスチール缶とアルミ缶を分けなくてもよいので、広報やホームページを利用して、分別方法について説明してまいります。

次に、当町の家庭生活や事業活動に伴い発生するごみの量と処理費用のことでありますが、平成23年度における家庭生活に伴う生活ごみ排出量は2,942トン、事業活動に伴う年間ごみ排出量は915トン、全体で3,857トンであります。ごみ処理に係る分担金の額は、2億6,455万9,000円であります。そのうち燃えるごみの量は2,872トンであり、また町民1人当たりのごみ排出量は、年間でいいますと260キロ、1日当たりでいきますと712グラムであります。

また、ごみの減量化、再資源化を推進するための取り組みですが、平成21年度から町指定ごみ袋による全量有料化を実施しておりまして、平成24年度からごみ袋の大を32円から40円に、小を16円から20円に料金の見直しをしたことで、結果として、さらなるごみの減量化に結びつくものと思っております。

成果といたしましては、ごみ袋の全量有料化を実施いたしました平成21年度では、前年度と比較しますとごみの量が288トン減少しており、ごみ袋の料金を見直した今年度に

つきましては、今後においても引き続きごみの排出量の動向をしっかりと見ていきたいと考えております。

生ごみ堆肥化容器、コンポストのことですが、その設置推進につきまして、以前は、生ごみを自家処理することにより燃えるごみの減量化を図ることを目的として、電気式コンポストは1世帯1個として一律に1万5,000円、それからコンポストについては、1世帯1個として3,000円として2分の1以内での助成をしてまいりましたが、設置する敷地の問題、それから臭気の問題もありまして、18年度の実績で電気式コンポストが7件、コンポストが1件の申請でありました。事業効果が見込まれないということから、行財政改革の一環として、平成19年度に事業の廃止をいたしました。

なお、生ごみ堆肥化容器、コンポストの年間目標は特別定めておりません。

それから、町施設の関係ですが、保育所や小学校など町施設から発生するごみは、事業系のごみとして、一般ごみと区別されて収集、処分されておりますが、コンポストは保育所、小中学校には設置されておられません。生ごみ減量化の取り組みとしては、保育所、小中学校の給食では、残材調査が実施されております。生ごみを極力減らすための工夫がされております。

今後、さらなるごみの減量化、それから処理費の削減を進めるには、処理経費のうち多くが水分除去に使う燃料費であることから、水分含有量を45%から35%まで下げることができれば、羽咋郡市内で年間処理経費を1,300万円程度削減することが可能であると言われております。生ごみの水切り徹底が重要であると考えております。

○議長（北本俊一君） 2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 細かい御答弁ありがとうございます。

ごみのことに関しては、行政だけではなく、先ほど私も言いましたように、町民一人一人とかのそういう心がけ、どうやって少なくしていこうかという心がけかと思えます。

行政サイドのほうで、今、行政施設のほうでコンポストに関して使用していないということがあったんですけれども、保育所などでおやつを多分出していると思うんです、バナナとか、そういうもの。例えば子どもたちが出す、そういうバナナのごみ、おやつで出しているごみとかを、生ごみになりますので、例えばそういうものを、保育所がやる家庭菜園みたいなもので芋とかをつくっていると思うんですけれども、子どもたちにそういうコンポストの中に入れてもらって、それが例えば肥料になって、自分たちがつくる芋とか、

そういう畑の肥やしになるんだよという、そういうような観点から、もちろん取り組みとしてはそういうこともちょっと考えては如何かなと思うのが一つちょっとあります。御答弁は結構です。

あと、この計画に対しては、町としては計画していると思いますけれども、町長自身、コンポストというのはお使いでしょうか。また、行政のトップとして推進しているかと思うんですけれども、町長はコンポストをお使いかどうかをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 私、2個使っております、交互に使っております。

○議長（北本俊一君） 一般質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩をいたします。

なお、再開は、午後1時より会議を開きますので、よろしく願いいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点について一般質問をいたします。

質問の第1点目は、町民の方々から、町の図書館に新しい本をもっとそろえて欲しい、学校図書室を充実して欲しいなど、たくさんの声が寄せられている学校図書室及び町立図書館についてお聞きします。

図書館の蔵書の充実や施設整備の充実を求める声は、合併してから年々大きくなっているように感じます。一昨年、私たち日本共産党宝達志水町委員会が行った町民アンケートにも、この問題での多くの声が寄せられています。

この声が出てくる背景を調べましたら、平成11年に国は図書館の建設や設備整備の国庫補助金の交付をなくしてしまっていました。ですから、この年以降、地方自治体が図書館に支出する予算を減らしてきたのであります。我が町もしかりです。

一方、先ほど紹介しましたように、図書館の充実を求める全国の声と運動も大きくなっ

てきているのも事実であります。その声と運動に押されて、一昨年、政府はとうとう、住民生活にとって必要でありながら光が当てられてこなかった分野への自治体の取り組みを支援する趣旨の交付金を設けました。全国の自治体から積極的な図書館予算申請が出され、予定されていた350億円を上回る結果となったそうであります。一番多くその予算で使われたのは、図書購入などの資料整備費であります。

町は国のこの予算措置にどう対処したのか、まずお聞きいたします。

この国からの交付金は、昨年、平成23年度から、交付税に切り替えられました。切り替えられたと同時に、交付税の図書館暫定基準を改善し、図書館職員の増員措置をしました。町村にあっては7人から8人になったと思います。それに加えて、昨年度からの3年間は、図書館司書や蔵書整備の充実など、知の蓄積等による地域づくりを対象とした特別交付税も措置されています。

今年度の町の図書館費にどう生かされているか、お聞きします。

次に、学校図書館司書についてお聞きしますが、学校図書館の司書配置を、今年、平成24年度から国が措置することが決められました。図書室や図書館というのは、本好きの人だけが利用するだけでなく、そこに行けば、町民の方々が知りたい、調べたい様々なことに応える資料や情報があって、その利用を案内、サポートする専用職員たる司書がいるところであります。いわば町の知の拠点と言えるところであります。住民の運動によって、国が重い腰をやっと上げて予算措置もしてきました。

この司書の問題についても、国からの予算措置を受け、町はどう取り扱ったのかをお聞きします。

最後に、町長にお聞きします。

住民の声と運動で、国もやっと公立図書館に光を当て始め、住民の知的要求にわずかですが応えはじめました。図書館は、老若男女を問わず、年齢も問わず、そこへのアクセス手段も問わないで設置されていることが重要であります。

同時に、昨年来、町の図書館では、町出身の芸術家の方々による無料の作品展が熱心なボランティアの方々によって企画され、催されています。町出身の芸術家の方々は、ふるさとに作品を展示するということを快諾されるそうであります。作品を鑑賞に来られる町民の方々も、作家の方々と作品を通して交流を深めています。だから、この作品展はいつでも大好評です。時には数百人規模の多くの町民の方々が作品展に感動し、帰っていかれます。

こういう文化活動、人間的な知的活動をもっともっと広げていくべきだと考えます。知は生きる力です。その知の拠点である図書館の統廃合は行うべきでないと思いますが、町長、如何でしょうか。

次は、原子力災害と地震・津波災害から町民を守る質問であります。

先月、5月23日、変動地形学の渡辺東洋大学教授や鈴木名古屋大学教授らは、富来川南岸断層の存在を指摘し、その研究結果を学会に発表しました。志賀原発の立地前の1970年代にも指摘されていた断層であります。危険であってもどうしても立地したいという思いか、北電と国にその研究成果を無視されたという経過がこの断層にはあります。今回は、その研究を深め、川に沿って海へと続く、少なくとも10数キロに及ぶ活断層の存在を明らかにしたのであります。

この活断層が動くと、マグニチュード7クラスの地震を引き起こすと発表されました。これは、志賀原発から西に3キロメートルから4キロメートルの距離にあるところであり、非常に近い。重大なのは、日本海側の活断層のほとんどが、海から陸のほうに斜めに潜り込んでいるという活断層だということです。この富来川南岸断層も日本海側の他の活断層と同じ向きならば、志賀原発の真下に活断層が走っていることとなります。

活断層の真上には原発は設置できないとの原発建設の立地基準があると思いますが、環境安全課長は御存じですか。この富来川南岸断層を町はどう見ているのか、お聞きします。

次に、私も参加した今年9日の原発防災訓練についてお聞きします。

参加者の町民の方々から、あれは県民を参加させて自治体職員のために訓練したようなものだ。北の風が吹いていたのに放射能が向かってくる南の金沢市に避難というのはおかしいなどの感想が聞かれました。

初めての30キロ圏の原発防災訓練ではありますが、私は、原発事故に対する今の町の構えで、1万4,000人の町民の方々すべてを避難させることができるのだろうかという不安を抱きました。

町は、1万4,000人の町民すべてを迅速に避難させるという問題意識を持っておられますか。そういう体制を一刻も早く構築しなければならないという問題意識を持っておられますか。そういう立場で、今回の訓練を踏まえ、石川県に何を進言するかをお聞かせください。

次に、昨年度の9月議会に、原発事故が発生したら、すぐに甲状腺を守るためにヨウ素剤を飲む必要を指摘し、当時の環境安全課長は、すぐに地域に配備することを答弁されま

した。しかし、今日に至るも一向に進んでいないようであります。何が原因なのかお聞きします。予算が問題ならば、原因である北陸電力に出させたらいいのではないのでしょうか。町長にお聞きします。

この問題の最後に、4月28日には、脱原発をめざす首長会議が、全国の市町村長、特別区の区長69名が加入し、設立されました。設立総会では、今年、夏に制定される新しいエネルギー基本計画において、原発ゼロとなる決定を政府に求める決議などがされました。津田町長は、なぜこの首長会議に入らないのか。入るべきではありませんか。また、町民の皆さんの安全を守るため、事故が起きる可能性がある志賀原発は再稼働すべきでない国や県、志賀町に伝えるべきではありませんか。

次に、地震・津波災害から町民を守るための質問を行います。

まず、自主防災組織についてお聞きします。

阪神・淡路大震災後、急速に広まり、全国で7割を超える世帯が加入していると言われる自主防災組織は、当町でもその設立が求められています。宝達志水町では幾つの自主防災組織ができているのか、お聞きします。

災害対策基本法によれば、地域防災計画を作成し、その実行のために市町村の有するすべての機能を市町村は発揮させるとありますが、具体的にはどういうことでしょうか。町防災会議と自主防災会議との関係はどういうふうになるのかという視点でお聞きします。

次に、防災訓練についてお聞きします。

防災訓練を有意義なものにするためには、これまでの全町民が1カ所に集まって行う非現実的な防災訓練よりも、災害を想定し、同時に被害を想定した実践的で地域的な防災訓練が必要だと考えます。東日本大震災では、実践的な防災訓練が命を左右しました。このような訓練に切り替えるべきではありませんか。

さて、町長に伺いますが、昨年3月の東日本大震災から1年3カ月経ちますが、町防災会議は何回開かれたのでしょうか。一刻も早く防災対策にイニシアチブをとる必要があるのではないのでしょうか。

次に、今月27日から計画されている議会の海外視察についてお聞きします。

この視察の町費支出の執行責任者は、町長、あなたであります。その立場でお答えいただきたい。

まず、この海外視察の参加者数と参加者名を教えてください。

次に、一自治体の議会がなぜ海外視察なのかという問題であります。

私たち日本共産党宝達志水町委員会が海外視察についての意見を町民の皆さんに緊急にお聞きしたところ、ほとんどの方々が海外視察に町税の支出には否定的でありました。そして、厳しい意見も寄せられました。お大名旅行になぜ町税を出さなければならないのか、町に何の利益があるのかという意見。海外視察後にお土産を配っているのを見たことがあるが、肝心の視察レポートが参加者一人一人から出されたことは見たことがない、恐らく議会の事務局長が書いているのではないか、こんな意見。議会の視察になぜ町長や議会事務局長が参加するのかわからないという意見。こんなときに無駄な視察をするというのは、財政が大変だという宣伝はうそだったのですねという御意見であります。この町民に答えていただきたい。

さて、町長、議会視察というのに、あなたが参加する意義は何ですか。

また、参加者が住民にとってためになる行政レポートを提出されるのですか。提出されないなら、無駄な視察とみなしてもいいのではないですか。無駄な海外視察は執行すべきでないと思いますが如何ですか。

以上、お聞きします。

次に、地域経済活性化についてお聞きします。

全国200近い自治体で行われている地域経済活性化の事業、ここでもたくさん何度も紹介しましたが、住宅リフォーム助成制度が石川県でも実施され始めました。これまでは県外の実施自治体の紹介を議会ですてきましたが、今回は、今年度から実施した県内の津幡町や羽咋市で業者の方々や自治体の方々に話を聞いてきました。

話の中で共通していることは、自治体側の担当職員の意見は、まち全体が活気づき始めているような雰囲気を感じる。建設関係の人から仕事がないという声が聞きにくくなった。にこにこしている人が増えた。公務労働者としての喜びを感じる制度だという御意見であります。

業者の方々は、元請になって仕事ができる責任と喜びを感じているという意見です。こういう声を町の業者の方々に紹介しますと、地域経済が疲弊し公共事業が減少する中、宝達志水町の地元企業にとってはぜひ実現して欲しい制度、こう言われます。

一番進んでいる秋田県では、県も一緒になって住宅リフォーム助成制度をつくっています。県のつけた予算が33億円、ところが工事総額では497億円に上り、県内の経済波及効果は780億円に達するということでもあります。つけた予算の約24倍の経済波及効果であります。

住民にとっては、生活環境の改善、地元企業の活性化、そして雇用対策にもなり、定住人口の拡大にもつながる制度であります。自治体にとっては、自治体ができる経済対策として有効な制度であります。

さて、津幡町や羽咋市の住宅リフォーム助成制度の取り組みや成果を調べておられると思いますので、報告をお願いします。

最後に、町長にですが、住宅リフォーム助成制度を実施し、これをてこに地域経済の活性化を進める考えはありますかお聞きして、質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、図書館の統廃合についてでございますが、宝達志水町行財政改革による公共施設統廃合計画に基づき、図書館を例外とせず、統廃合対象として進めていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、図書館が地域の生涯学習活動の一翼を担う存在であることは認識いたしております。そこで、今後の町図書館のあり方については、統合中学校に設置される図書室を押水図書館にかわる知の拠点として利用していただくことを、今後、進めてまいる所存であります。

次に、原子力災害関連についてであります。

脱原発をめざす首長会議につきましては、69人の会員を調査してみますと、北陸3県の市町はどこも加入しておりません。このような会議に加入するにいたしましても、近隣市町の動向を見極めながら、よく検討してまいる必要があると考えておりますので、現時点での加入は考えておりません。

次に、志賀原発の再稼働については、寶達議員にお答えした内容と同じでありますので、御了解願います。

また、防災会議の開催につきましては、原子力、地震、津波等を防災計画に組み入れるため、本年度に宝達志水町地域防災計画を改定いたします。現在、調査中のものもありますが、早ければ7月中に防災会議を開催し、内容を検討する予定であります。また、県の承諾をいただくにも町防災会議の承認が必要となるため、本年度中に最低でも2回は開催する予定であります。

次に、議会主催の行政視察についてであります。私もオブザーバーとして参加させて

いただきます。参加される議員各位が誰で何名かは、いまだ伺っておりませんので、直接議会に聞いていただきたいと思っております。

海外への行政視察の費用対効果であります。外国における産業や文化、経済などに関する行政視察を実施することは、議会活動の能力を高める上で重要なことであると考えておりました。今後の議会活動に活かされるものと思っております。

また、参加費用につきましては、当然、参加者負担があると伺っております。

また、私の参加する意義であります。議員各位に同行し、自ら見聞を広げ、少しでも行政運営に役立てることが目的でございます。

レポートの提出の件であります。参加者全員になるか、個人ごとになるかは、議会で決められることと思っております。

また、無駄な行政視察につきましては、海外であろうと国内であろうと、当然すべきでないというふうに思っております。

次に、住宅リフォーム助成制度を採用する必要があるが如何か、その調査をする必要があると思うが如何か等の御質問であります。平成23年12月定例会の一般質問でお答えしたとおりでありまして、宝達志水町では建築物耐震改修促進補助金制度を実施しているほか、住宅新築等奨励金制度、あるいはバリアフリーに対する補助金制度として自立支援型住宅リフォーム推進事業、さらには下水道への接続における住宅の改造資金融資あっせん、そのほかには利子補給による助成制度を実施しておりますことから、現在のところ、住宅リフォーム助成についての実施は予定しておりません。

なお、細部につきましては、各所管の課長から御説明をさせます。

○議長（北本俊一君） 財政課長 松浦敏昭君。

〔財政課長 松浦敏昭君 登壇〕

○財政課長（松浦敏昭君） 小島議員の御質問の、いわゆる光交付金の使途と地方交付税に措置されている図書館関係費についてお答えいたします。

いわゆる光交付金につきましては、平成22年度、国の補正予算におきまして1,000億円措置されたということに対しまして、各地方公共団体が提出した実施計画では、図書購入などの資料整備に係る経費、これにつきましては約400億円とのことでございます。

本町の実績額につきましては、平成22年度分、23年度分を合わせますと3,664万7,000円となっております。その内訳といたしましては、学校図書及び図書館図書の購入で617万4,000円、公共施設に設置するAEDや車いすの購入、要支援者台帳システムの整備など

で1,078万円、福祉バスの購入で1,969万3,000円でした。

これらによりまして、社会的弱者の自立支援や知の蓄積等による地域づくりが、十分ではないかもしれませんが、進めることができたのではないかとこのように考えておるところでございます。

次に、いわゆる光交付金に呼応した取り組みが平成23年度から普通交付税において措置されることとなり、図書館職員の増員のための財源が措置されていることについてでございますけれども、その内容といたしましては、10万人当たりで7人の配置が8人に改められたということでございます。1人増員する積算となっております。

これを本町に置きかえますと、1.02人が1.17人となり、0.15人の増員となります。本町の図書館職員数につきましては、本年4月1日現在で正規職員が4名、臨時職員が1名、合計5名という状況であります。このたびの普通交付税の改定後の積算に比べましても、充足できているものと判断しております。

また、平成23年度から25年度までの3年間、特別交付税で措置されます対象となる経費としては、図書館が地域コミュニティの中心としての機能を果たすため、平年予算ベースを超える新たな環境整備、職員の体制の充実及びソフト事業に係る経費などについて、特別交付税に措置されるというものでございます。

平成23年度及び24年度の本町の図書館関係予算につきましては、平年並みの予算ベースとなっております。これらに該当するものはございませんけれども、今後、対象となり得る経費については充当していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 小島議員の御質問にお答えします。

富来川南岸断層につきましては、新聞により存在は承知しております。新たに注目されている活断層であり、北陸電力は念のため調査するとしております。今後、その調査結果を注視してまいりたいと思います。

次に、この活断層の存在が原発立地の時点で明らかになっていたなら、志賀原発は立地できたのかとの御質問でございます。原子力発電所の耐震設計審査指針が平成18年6月に改定されたことにより、1万年から5万年以降としていた活断層の評価期間が約12から13万年前以降に拡大されたことで注目された活断層と理解しています。

この活断層は、志賀原発から約9キロ離れております。原発立地の時点では、原子力発電所の耐震設計審査指針では評価外となっていました。この評価が必要となっていれば、調査に基づいた耐震設計を実施することとなるため、立地可能と思われれます。

次に、県の原子力防災訓練についてですが、今回は初めてとなる訓練でありました。不都合な点があれば、県に進言しながら、今後の訓練の積み重ねが大切であると、このように思っております。

次に、ヨウ素剤についてでございますが、昨年の9月定例会の中の一般質問で、ヨウ素剤の有効性について答弁させていただいております。ヨウ素剤の配備につきましては、本年度当初予算での検討もしましたが、防災関係での整備するものが当初予算要求までにまとまらなかったことが原因でありまして、9月議会に防災関係の予算要求を計画いたしております。

次に、自主防災組織の数でございます。現在、14の地区で組織ができており、町内52地区に対する割合でいきますと3割にも満たない数となりますが、人口の減少に伴い、高齢者の増加という社会現象の中、自主防災組織の中心となる人が少ないとの問題点もあります。町としましても、防災士の資格取得に予算づけをし、自主防災組織の中心となる防災士の育成に取り組んでいます。

次に、地域の自主防災組織とは、その地域での自主的な防災活動や災害に対する初期活動により、地域住民を守ることが主となり、町の防災会議は、町全域で決定の必要な地域防災計画の見直しや水防計画など、災害に対する計画書の作成等を承認する諮問機関となります。地域防災計画で自主防災組織の育成や活動内容、災害時要援護者に対する地域協力体制などが策定されており、町との関連となれば、地域防災計画のもとに自主防災組織が活動することになります。

次に、防災訓練ですが、本年度より消防団の分団区域ごとでの防災訓練を実施する計画であり、その分団区域で発生しそうな災害を想定し、避難所の開設訓練や住民の避難訓練を秋に実施する予定でございます。

以上です。

○議長（北本俊一君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度は全国でどれだけの自治体で行われているかとの御質問でござ

いますけれども、全国建設労働組合総連合の調査によりますと、今年5月10日現在で492自治体で実施しております。

2点目の県内では津幡町や羽咋市での取り組みや成果についての御質問ですが、津幡町では、実施期間を平成24、25年度実施するという計画で、5月31日現在までに115件の助成を行っていると考えております。また、羽咋市では、実施期間を津幡町と同じ期間、24年度、25年度に実施するというので、6月6日現在で15件の助成をしていると考えております。

成果につきましては、助成を本年度から実施しており、1年経った時点で調査してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

私からは、学校における図書司書の設置についてお答えをいたします。

現在、本町の小中学校においては司書の配置は行っておりませんが、町内すべての小学校において、学校ボランティアによる本の読み聞かせ、図書の修理、司書業務の一部を担っていただいております。地域で児童の育成を後押しするという県教育委員会が推進する地域連携による学びの支援が行われており、大変喜ばしいことと考えております。

学校図書館法では、12学級以上の学校に司書教諭を置くことが義務づけられておりますが、本町の小中学校は、本年度7学級から9学級であり、司書教諭の配置は行っていない状況であります。

本年度から、公立小中学校に学校司書を配置するための経費が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなりましたが、その経費は週30時間でおおむね2校で1名程度の配置ということでございます。司書の配置につきましては、来年度、町全体として配置計画を立て、司書資格を有する者の配置を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 再質問いたします。

まず、自主防災組織についての問題なんです。

防災士をつくるために一生懸命努力していると言われましたけれども、実は災害対策基本法という法律によりますと、ここには、先ほど紹介しましたけれども、地域防災計画を市町村は作成し、その実行のために市町村の有するすべての機能を発揮させるとあるんです。災害対策基本法の5条とか8条に自主防災組織という言葉が出てきて、これにもちゃんと育成しなさいということが書かれてあるんです。

要するに自主防災組織というのは、町の人が勝手につくりなさいよ、つくったら何かやりますよという立場ではなくて、私は、具体的に環境安全課のほうが地域に出かけて、どんどんつくってこないとだめなんです。その目的は、地域防災計画を実現させる。ですから、恐らく考え違いされているんじゃないかなというような思いがあるんですよね。

この法律をもう一回見直して、見つめ直して、自分たちの足で防災組織をつくってきて、地域防災計画を実現させていく、そこの中にも入ってもらおうという、そういう積極的な立場をやる必要があるのではないかなというふうに私は思うんですけれども、環境安全課長、如何でしょうか。

それと、地域経済の活性化の問題なんです。

これ、先ほど町長言われた、いろんな制度があると言いますけれども、このいろんな制度をやるのは、私が言っているのは、地元の業者がこれを行う。羽咋市にしる津幡町にしる、先ほど言いました耐震の問題にしる、新築の問題にしる、バリアフリーの問題にしる、いろんなものに上乘せして、この住宅助成制度が併用できる。上乘せしてというか、併用できるという特徴なんです。

要するに、地元の業者の方々に仕事がいって、その地元の業者方が仕事をして税金を納めていただく。町の住民にとっては生活環境がよくなる。こういういい制度なんです。私、思うんですけれども、こういう地域経済の活性化というところでは、自治体ができる唯一の制度じゃないかなと思うんです。

これがどんどん増えまして、今、地域整備課長に御答弁していただいたら、もう4分の1の自治体で、約2,000ぐらいですからね、今、市町村は。4分の1の市町村でやり始めた。4市町村に1つは必ずやっているというのは、この経済活性化のための取り組みなんです。

ですから、そういう意味では、これもうちょっと研究していただく。こういう制度をやっているから、あとはしないんだじゃなくて、地元の業者の方々が潤って、町民も潤うという経済の活性化をさせていく。この立場でもう一回研究していただく必要があるんじゃない

ないかなというふうに思っておるんです。このことに関して町長に答弁いただきたいと思
います、調査していくかどうかということですね。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度、これはいろいろと制度があるわけなんですけれども、いろん
な制度を充実できればいいんですけれども、現在の町の財政状況からいけば、現在実施し
ております制度の中でできるだけ運用していただきたいというふうに考えております。新
しい制度をつくれれば、それはいいことは重々承知しておりますけれども、現状では新制度
の新設は難しいということで御理解を願いたいと思います。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 小島議員の再質問でございます。自主防災組織について
町がもっと積極的に取り組んではどうですかと、こういうことでございました。

これまで区長会の席上で、この自主防災組織というものについて、これまで二度、三度、
お話をさせていただいております。そういった席上で申し上げておるのは、大変この自主
防災組織というものは有効なものですよというところから始まって、組織化を計画される
ときに、何かいい例があれば例示的にでも見せて欲しいと、あるいはそういうものを見せ
て欲しいんだが町は持っていないかと、こういう質問が出てまいりました。よって、私ど
もの課のほうで、そういった規約の例であるとか、それから地域の集落での防災計画の案、
そういったものを見せながら、各集落に組織化に向けての啓蒙をしておるところでござい
ます。

あと、これまでの例でいきますと、集落のほうから防災に関する出前講座の要望があつ
たりします。そういった折には、この自主防災組織のこと、そして防災士のこと、あわせ
て説明をさせていただいておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私、今お聞きしたのは、環境安全課長にお聞きしたのは、自主防
災組織の組織化というのは、町の責任だということ、行政の責任だということなのではな
いでしょうか、防災対策基本法によればということなんです。ですから、できていないの

は誰の責任かという、町長の責任ですし、町の責任になるんです。ではないですかということなんです。

今後、ちゃんと町のそういう責任を自覚しながらやっていくべきではないかということなんですけれども、そこだけお答えください。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 自主防災組織は、緊急時、大型災害が発生した場合には、やはり公の機関の補助機関としてぜひ活用すべき機関であるというふうに私どもも思っておりますので、そういう組織を育成するためにこれから力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（北本俊一君） 以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。議案第37号から報告第12号までの議案8件、報告11件及び請願2件については、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第37号から報告第12号までの議案8件、報告11件及び請願2件は、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月13日から6月17日までの5日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月13日から6月17日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北本俊一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は6月18日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時42分散会

平成24年6月18日（月曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
次 長 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
財 政 課 長 松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長 高 下 良 博
住 民 課 長 村 井 一 隆
税 務 課 長 溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長 栗 原 政 典

健康福祉課長	松 栄 忍
保健予防課長	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	村 井 伸 行
会計課長	林 谷 茂 和
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 発議第3号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加判断に関する意見書について

日程第2 議案に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

日程第5 議員派遣の件について

日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（北本俊一君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、6月12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案等の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（宮本 満君） 教育厚生常任委員長の宮本です。

委員長報告を申し上げます。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月14日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その結果と経過について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、外国人に係る住民基本台帳や安心生活創造事業など多くの質疑がありました。活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御承諾をいただいたことも、あわせて御報告申し上げます。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、総務産業建設常任委員長 林 一郎君。

〔総務産業建設常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月15日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、林業施設災害復旧事業、空き家対策等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告3件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号は採択すべきものと決定し、請願第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（北本俊一君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませ

んか。

12番 小島昌治君。

[12番 小島昌治君 登壇]

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に提案された8つの議案中、議案第41号 宝達志水町税条例の一部を改正する議案についてだけ反対し、討論します。また、議案第37号の平成24年度一般会計補正予算案については賛成討論します。また、専決された11の報告中、報告第2号 平成23年度一般会計補正予算案についてだけ反対し、討論をいたします。請願についても討論を行います。

平成24年度一般会計補正予算案は、町民にとっては画期的なものとなったと考えております。これまで、区の会館を建設するとなると、石川県の単独事業の助成金350万円と町からの350万円を合わせて計700万円が建設の助成額でありました。その他の費用は、住民の個人寄附で行われていたのが実情でありました。住民からも負担額のひどさに苦情も出ていました。

ところが、今回、吉野屋区の会館建設に国の宝くじ事業の補助金を町から申請し、高いハードルを越えて1,590万円の助成額を得られたことは、担当課の職員の皆さんの苦労と努力の結果と考え、評価するものであります。

ただ、住民にとっては、助成を受けるところよりも助成金が問題であります。今後の地域の会館建設において、県の単独事業を利用しようと宝くじの事業を利用しようと、地域住民にとって、どんな場合でも公平な助成がされることが重要であります。そのためにも、会館建設の条例整備を強く求め、賛成討論とするものであります。

議案第41号 町税条例の一部改正案についてですが、個人住民税の500円の増税です。これは、東日本大震災からの被災地の復興財源となるものであります。復興が名目のはずなのに、あくまでも財源は庶民への増税だけであります。もうけている輸出大企業などは、復興財源の支出もしないで、この4月から5%の法人税の減税となっています。復興の名による輸出大企業の減税のための庶民増税がその姿であります。

よって、反対するものであります。

また、報告第2号 平成23年度一般会計補正予算案についてですが、平成24年度予算で減債基金からの2億6,000万円の支出を決め、今回、平成23年度最終補正では1億5,000万円を減債基金に積み増す予算案であります。

デフレ経済のときは、税金をため込むのではなく、住民の消費が上向くような施策が求

められます。それに逆行する専決報告に同意できないものであります。

次に、2つの請願についての賛成討論を行います。

まず、TPP交渉に参加しないよう政府への意見書提出を求める請願についてですが、TPP交渉は、関税ゼロに例外はないということ、同時に条約に調印すると、非関税障壁の撤廃として、これまで日本国内で築き上げてきた国民の安全や暮らしを守るルールが壊されてしまうということでもあります。

例えば、アメリカの農業連盟が食品添加物や遺伝子組み換え食品の表示を緩和したり、撤廃するように日本に迫ってきています。また、危険な牛肉の月齢制限の緩和も迫っています。保険分野では、日本郵政の簡保事業や協同組合の共済事業がアメリカ企業の参入の障害になっているから、それを撤廃するように迫っています。また、日本国内での外国企業が公共事業に参入する事業規模を大きく減らすように迫っています。これらはTPPに入ってしまうと、すべて従わなければなりません。

日本国内の製造、労働分野から保険、金融分野、農業、医療分野まで、すべての分野における国民の命と安全、暮らしを守るルールが取り払われるのがこのTPPへの参加です。

日本国内で喜ぶのは一部の輸出大企業だけ、大震災からの復興にも重大な障害となるTPP参加反対を強く求め、請願に賛成するものであります。

次に、志賀原発の廃炉を求める請願について賛成討論します。

その理由は、請願書にも明らかなように、福島原発事故の原因究明が始まったばかりだということでもあります。同時に、志賀原発には特別に危険があるということです。

その第1が、志賀1号機は古い原発であり、地震に特別に弱いということ、2番目に、一般質問でも指摘しましたが、鈴木名古屋大学教授や渡辺東洋大学教授が指摘している富来川南岸断層が重大な志賀原発への影響を及ぼすからであります。

第3には、志賀原発で過酷事故が起これば、志賀町より北の奥能登地域が避難できないということ、第4には、志賀原発は、北陸管内の電力供給に何の関係もないということでもあります。志賀原発は、すべて関西圏に行く電力です。

先日、羽咋郡市の消防団大会がありました。大会後の懇親会で、私は、災害訓練は、これからは消防団ごとの実践的な訓練になるという町長の答弁を紹介すると同時に、今月14日に私が取り組んだ富来川南岸断層調査を新潟大学の立石教授などと取り組んだことを紹介しました。

消防団の方々からは、災害に先頭に立って自分たちが町民の方々を守る、しかし放射能

はどうしようもない、危険な原発をどうかなくして欲しいというエールをいただきました。これは、すべての消防分団でまじめに頑張っている団員の方々の共通の思いではないでしょうか。

志賀原発を再稼働させることなく廃炉にするよう、国への意見書を上げることを求め、賛成討論とします。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

議案第37号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第38号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例についてから議案第40号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についての議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第38号から議案第40号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第40号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第41号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第42号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてから議案第44号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第42号から議案第44号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第44号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第2号 専決処分の報告について、専決第2号 平成23年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、報告第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第3号 専決処分の報告について、専決第3号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から報告第6号 専決処分の報告について、専決第6号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）までの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第3号から報告第6号までの報告

4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第3号から報告第6号までの報告4件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第7号 平成23年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告第8号 平成23年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第9号 専決処分の報告について、専決第7号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について及び報告第10号 専決処分の報告について、専決第8号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての報告2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第9号及び報告第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第9号及び報告第10号の報告2件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第11号 宝達志水町土地開発公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であり、報告第12号 第2次宝達志水町障害者計画の策定については、障害者基本法第11条第8項の規定による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（北本俊一君） 次に、請願第1号 TPPに関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（北本俊一君） 次に、請願第2号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立少数です。したがって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。ただいま議案1件及び議員派遣の件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） それではまず、発議第3号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加判断に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） 発議第3号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加判断に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

野田総理は、昨年11月のアジア太平洋経済協力会議、首脳会議において、T P P交渉参加に向けて、関係国と協議に入ることを表明しました。

これまでT P P交渉参加については、国益上、守るべき具体的な内容や水準があいまいなことや国の形が変わりかねない重大な問題にもかかわらず、情報不足により国民的議論がなされていないことなどから、拙速な参加表明に慎重を求める声が日増しに高まっています。

さらに、当町を含め8割の都道府県・市町村議会で交渉参加反対の意見書が採択されたことや、全国で1,166万人を超える交渉参加反対の署名が提出されたこと、356名に上る国会議員が交渉参加への反対を求める請願書に署名されたことなどにもかかわらず、今回の事実上の参加表明は極めて遺憾であります。

よって、本議会の総意としてT P P交渉への正式参加の判断に関して、国民的議論が熟すよう、政府が持つ詳細な情報を迅速かつ正確に開示すること、T P Pへの参加は、国内農林水産業への壊滅的打撃に止まらず、地域経済や国民生活全般に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、交渉への正式参加を行わないことを強く要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

発議第3号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加判断に関する意見書についてを採決いたします。

発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（北本俊一君） 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり実施いたしたいと思っております。これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議員派遣の件については可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（北本俊一君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北本俊一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2 時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

署名議員 土 上 猛

署名議員 柴 田 捷